

# 全日本マーチングコンテスト青森県大会実施規定

## 第1章 総則

### 第1条（大会名称）

この大会は「全日本マーチングコンテスト青森県大会」（以下、県大会と略す）という。

### 第2条（実施）

実施会場・日時などの必要事項は、理事会で定め、毎年実施する。

## 第2章 実施部門及び参加資格

### 第3条（実施部門）

県大会は、以下の4部門とする。

- (1) 「フリースタイルの部」（県大会のみ実施）
- (2) 「中学生の部」（上位大会は東北・全国大会）
- (3) 「高等学校以上の部」（上位大会は東北・全国大会）
- (4) 「ビギナーの部」（ビギナーの部は「中学生」、「高等学校以上の部」への導入段階として実施される部門であり、上位大会は全日本マーチングコンテスト東北大会までである。）

### 第4条（参加資格）

- (1) 参加資格は、県吹連に登録された団体で、次の通りとする。
  - ① 中学生      ア 同一中学校に在籍している生徒とする。  
                  イ 本連盟が認める中学生で構成する任意の団体に所属している生徒とする。  
                  (活動を共にする小学生は認める)  
                  ウ 上記ア及びイに該当する団体により構成される合同の団体の参加を認める。
  - ② 高等学校    ア 構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。  
                  イ 同一経営の学園内中学校生徒・小学校児童の参加は認める。  
                  ウ 管・打・コントラバスの専攻学生の参加は認めない。
  - ③ 大学            構成メンバーは、同一大学に在籍している学生とする。  
                  ただし、管・打・コントラバスの専攻学生の参加は認めない。
  - ④ 職場            同一経営の会社・工場・事務所・官公庁（それぞれグループ企業・団体も含む）  
                  など、経営者または組合などの許可を得て設立されている団体であって、構成メンバーは、その勤務先に勤務しているものとする。
  - ⑤ 一般            構成メンバーは、第2項に該当しない限り自由とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。
- (2) 1団体が二つ以上の部門に出場することを認めない。ただしフリースタイルの部にかぎり、1団体2チーム以上が出場することを認める。
- (3) 同一出演者が二つ以上の部門に重複して出場することは認めない。
- (4) 参加団体の人員及び資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。
- (5) 「マーチングコンテスト」ビギナーの部に2年連続して東北大会に出場した団体は、次年度ビギナーの部に出場できない。

## 第3章 演奏・演技

### 第5条（参加人員）

参加人員は、ドラムメイジャーを含めて81名までとする。但し、指揮者はこの人数に含まない。

### 第6条（編成）

編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器(擬音楽器を含む)とする。電子楽器、ピアノ、チェレスタ、ハープの使用は認めない。また、手具の使用を認めない。

2 歌声については、スキヤット・ハミング・歌詞を認める。

### 第7条（演奏・演技時間）

演奏・演技時間は、6分以内とする。演奏時間とは、演奏または演技の開始より、終了までの時間をいう。ただし、ビギナーの部の演奏時間は5分以内とする。

2 演奏時間が超過した場合は、審査の対象としない。

### 第8条（演奏曲目）

演奏曲目は自由とする。

### 第9条（規定課題）

規定課題については次の通りとする。

- (1) 「フリースタイルの部」に規定課題はない。
- (2) 「中学生の部」と「高等学校以上の部」の参加団体は別に定めた規定課題を演技する。規定課題は、その年度ごとに全日本吹奏楽連盟が決定し、発表する。
- (3) 「ビギナーの部」は、規定課題のうち任意の2つを実施する。

### 第10条（服装）

服装は自由とする。ただし、履物については、会場の使用制限に従う。

### 第11条（出演順序）

出演順序は、大会実行委員会において抽選し、決定する。

## 第4章 表彰及び審査

### 第12条（表彰）

表彰は、部門ごとに、金・銀・銅のいずれかを贈る。

### 第13条（審査）

- (1) 審査員は理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- (2) 審査員は3名とする。
- (3) 審査方法は、別に定める審査内規による。

## 第5章 その他

### 第14条 (共催・後援・協賛)

県大会の開催にあたって、理事会が必要と認めた場合は、共催及び後援・協賛団体を持つことができる。

### 第15条 (細目)

その他、開催上の細目については、理事会で定める。

### 第16条 (改正)

この規定は、理事会の議決により改正することができる。

### 第17条 (付則)

この規定は平成 4年 6月24日より実施する  
平成11年 6月26日、一部改正  
平成13年 7月30日、一部改正  
平成14年 4月20日、一部改正  
平成16年 6月12日、全面改正  
平成16年11月27日、一部改正  
平成19年 6月 9日、一部改正  
平成25年 6月 1日、一部改正  
平成26年 6月 7日、一部改正  
平成27年 6月 6日、一部改正  
令和 元年11月16日、一部改正  
令和 3年 6月 5日、一部改正  
令和 5年 4月15日、一部改定